

京都市上下水道企業管理規程第8号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年12月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項中「8,300円」を「6,900円」に改める。

附 則

この規程は平成18年12月28日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)